



長野県報

10月22日(木)
平成27年
(2015年)
第2718号

目 次

告 示

| | |
|--|---|
| 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録（介護支援課） | 1 |
| 身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障がい者支援課） | 2 |
| 身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称の変更（障がい者支援課） | 2 |
| 身体障害者福祉法施行令に基づく医師の指定の辞退（障がい者支援課） | 4 |
| 土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染された要措置区域の指定（水大気環境課） | 4 |
| 土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染された形質変更時要届出区域の指定（2件）（水大気環境課） | 4 |
| 信州ものづくり産業投資応援条例に基づく製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域（産業立地・経営支援課） | 5 |

公 告

| | |
|---------------------------------|---|
| 都市計画道路の変更案に係る公聴会の中止（都市・まちづくり課） | 5 |
| 建築基準法に基づく公開による意見の聴取の実施（建築住宅課） | 5 |
| 特定調達契約に係る一般競争入札（契約・検査課） | 5 |
| 土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課） | 6 |
| 特定調達契約に係る落札者の決定（特別支援教育課） | 7 |
| 長野県監査委員の勧告に基づき講じた措置の公表（監査委員事務局） | 7 |
| 正誤（行政改革課） | 7 |

告 示

長野県告示第475号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成27年10月22日

長野県知事 阿部 守一

（登録特定行為事業者 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）

事業者の名称

事業所の名称

事業所の所在地

登録した年月日

社会福祉法人こころ

こころのひろば特別養護老人ホーム

諏訪市高島1-21-14

平成27年10月16日

介護支援課

長野県告示第476号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

平成27年10月22日

| 氏名 | 診断に当たる障害別 | 診療を行う医療機関の所在地及び名称 | 長野県知事 阿部 守一 |
|-------|--|--|-------------|
| 野口 佳裕 | 聴覚 平衡 音声・言語 そしゃく | 松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院 | |
| 小川 輝之 | 腎臓 ぼうこう又は直腸 | 松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院 | |
| 江澤 直樹 | そしゃく | 松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院 | |
| 柴 直子 | 肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸 免疫 肝臓 | 安曇野市豊科5685 安曇野赤十字病院 | |
| 佐藤 宏匡 | 音声・言語 肢体不自由 | 松本市本庄2-5-1 社会医療法人財団慈泉会 相澤病院 | |
| 道傳 整 | 音声・言語 肢体不自由 | 松本市本庄2-5-1 社会医療法人財団慈泉会 相澤病院 | |
| 皆川 優範 | 腎臓 ぼうこう又は直腸 | 松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院 | |
| 福村 直毅 | 音声・言語 そしゃく 肢体不自由 | 飯田市鼎中平1936 社会医療法人健和会 健和会病院 | |
| 本林 光雄 | 肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸 免疫 肝臓 | 松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院 | |
| 福島 秀樹 | 肝臓 | 佐久市中込3400番地28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター | |

障がい者支援課

長野県告示第477号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になりました。

平成27年10月22日

長野県知事 阿部 守一

| 氏名 | 変更前の医療機関の所在地及び名称 | 変更後の医療機関の所在地及び名称 |
|-------|--------------------------|--------------------------|
| 平山 二郎 | 岡谷市本町四丁目11番33号 市立岡谷病院 | 岡谷市本町四丁目11番33号 岡谷市民病院 |

| | | |
|-------|---------------------------|--------------------------|
| 春日 和夫 | 岡谷市本町四丁目11番33号 市立岡谷病院 | 岡谷市本町四丁目11番33号 岡谷市民病院 |
| 平松 邦英 | 岡谷市本町四丁目11番33号 市立岡谷病院 | 岡谷市本町四丁目11番33号 岡谷市民病院 |
| 百瀬 芳隆 | 岡谷市本町四丁目11番33号 市立岡谷病院 | 岡谷市本町四丁目11番33号 岡谷市民病院 |
| 林 良一 | 岡谷市本町四丁目11番33号 市立岡谷病院 | 岡谷市本町四丁目11番33号 岡谷市民病院 |
| 今井 寿生 | 岡谷市本町四丁目11番33号 市立岡谷病院 | 岡谷市本町四丁目11番33号 岡谷市民病院 |
| 小口 淳 | 岡谷市本町四丁目11番33号 市立岡谷病院 | 岡谷市本町四丁目11番33号 岡谷市民病院 |
| 吉村 明 | 岡谷市本町四丁目11番33号 市立岡谷病院 | 岡谷市本町四丁目11番33号 岡谷市民病院 |
| 川嶋 彰 | 岡谷市本町四丁目11番33号 市立岡谷病院 | 岡谷市本町四丁目11番33号 岡谷市民病院 |
| 澤野 紳二 | 岡谷市本町四丁目11番33号 市立岡谷病院 | 岡谷市本町四丁目11番33号 岡谷市民病院 |
| 三輪 史郎 | 岡谷市本町四丁目11番33号 市立岡谷病院 | 岡谷市本町四丁目11番33号 岡谷市民病院 |
| 梅垣 光代 | 岡谷市本町四丁目11番33号 市立岡谷病院 | 岡谷市本町四丁目11番33号 岡谷市民病院 |
| 梅垣 油里 | 岡谷市本町四丁目11番33号 市立岡谷病院 | 岡谷市本町四丁目11番33号 岡谷市民病院 |
| 高橋 博 | 岡谷市本町四丁目11番33号 市立岡谷病院 | 岡谷市本町四丁目11番33号 岡谷市民病院 |
| 永井 稔 | 岡谷市本町四丁目11番33号 市立岡谷病院 | 岡谷市本町四丁目11番33号 岡谷市民病院 |
| 翠川 隆 | 岡谷市本町四丁目11番33号 市立岡谷病院 | 岡谷市本町四丁目11番33号 岡谷市民病院 |
| 立花 直子 | 岡谷市本町四丁目11番33号 市立岡谷病院 | 岡谷市本町四丁目11番33号 岡谷市民病院 |
| 堀田 順一 | 岡谷市本町四丁目11番33号 市立岡谷病院 | 岡谷市本町四丁目11番33号 岡谷市民病院 |
| 永野 聰 | 岡谷市本町四丁目11番33号 市立岡谷病院 | 岡谷市本町四丁目11番33号 岡谷市民病院 |
| 飯沼 伸佳 | 岡谷市本町四丁目11番33号 市立岡谷病院 | 岡谷市本町四丁目11番33号 岡谷市民病院 |
| 秋田 真吾 | 岡谷市本町四丁目11番33号 市立岡谷病院 | 岡谷市本町四丁目11番33号 岡谷市民病院 |
| 荒居 琢磨 | 岡谷市本町四丁目11番33号 市立岡谷病院 | 岡谷市本町四丁目11番33号 岡谷市民病院 |
| 千田 啓介 | 岡谷市本町四丁目11番33号 市立岡谷病院 | 岡谷市本町四丁目11番33号 岡谷市民病院 |
| 会田 靖夫 | 岡谷市本町四丁目11番33号 市立岡谷病院 | 岡谷市本町四丁目11番33号 岡谷市民病院 |
| 金子 和彦 | 岡谷市4769番地 健康保険岡谷塩嶺病院 | 岡谷市本町四丁目11番33号 岡谷市民病院 |
| 古川 五月 | 伊那市小四郎久保1313番地1 伊那中央病院 | 安曇野市豊科5685 安曇野赤十字病院 |

青木 哲宏

松本市旭3-1-1
信州大学医学部附属病院諏訪市湖岸通り五丁目11番50号
諏訪赤十字病院

障がい者支援課

長野県告示第478号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退がありました。

平成27年10月22日

長野県知事 阿部 守一

| | |
|-------|-------------------------|
| 氏名 | 診療を行う医療機関の所在地及び名称 |
| 原田 孝信 | 松本市島立2093 一之瀬脳神経外科病院 |

| |
|------------|
| 辞退年月日 |
| 平成27年8月31日 |

障がい者支援課

長野県告示第479号

次に掲げる土地の区域は土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。）第31条第1項の基準に適合しないため、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な土地の区域（以下「要措置区域」という。）として次のとおり指定します。

平成27年10月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土地の区域（要措置区域）
諏訪市高島一丁目2900番19の一部
- 2 省令第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
トリクロロエチレン
シスー1, 2-ジクロロエチレン
- 3 法第7条第1項の規定により指示した措置
原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

水大気環境課

長野県告示第480号

次に掲げる土地の区域は土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。）第31条第1項及び第2項の基準に適合しないため、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない土地の区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定します。

平成27年10月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土地の区域（形質変更時要届出区域）
諏訪市高島一丁目2900番19の一部
- 2 省令第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
ほう素及びその化合物
- 3 省令第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

水大気環境課

長野県告示第481号

次に掲げる土地の区域は土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。）第31条第1項の基準に適合しないため、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない土地の区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定します。

平成27年10月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土地の区域（形質変更時要届出区域）
諏訪市高島一丁目2900番19の一部
- 2 省令第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
- 3 省令第58条第4項第9号から第11号までの該当性
省令第58条第4項第9号に該当

水大気環境課

長野県告示第482号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成27年10月22日

長野県知事 阿部 守一

佐久市根岸字反り田3561番1及び3563番3

産業立地・経営支援課

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により平成27年10月24日に開催を予定していた岡谷都市計画道路の変更案に係る公聴会については、中止します。

平成27年10月22日

長野県知事 阿部 守一

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市・まちづくり課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行います。

平成27年10月22日

長野県知事 阿部 守一

1 建築物の建築の計画**(1) 建築場所**

下伊那郡高森町下市田2215の一部、2216-1の一部、2217-1の一部、2218-1の一部、2219-3の一部、2221-1の一部、2221-3の一部、2221-1の先

(2) 建築主氏名

高森町長 熊谷 元尋

(3) 用途地域

第一種中高層住居専用地域

(4) 敷地面積

2,884.10平方メートル

(5) 主要用途

工場（給食調理場）

(6) 構造及び階数

鉄骨造 地上1階

(7) 工事種別

新築

(8) 規 模

| | 申請部分 | 申請以外の部分 | 合計 |
|------|-------------------------|---------------------|-------------------------|
| 建築面積 | 1,206.41m ² | 0.00 m ² | 1,206.41 m ² |
| 延べ面積 | 1,069.00 m ² | 0.00 m ² | 1,069.00 m ² |

(9) 建ぺい率 41.83パーセント

容積率 37.07パーセント

2 日 時 平成27年10月26日（月）午後2時00分から

3 場 所 高森町歴史民俗資料館 時の駅 会議室

建築住宅課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年10月22日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項**(1) 調達をする物品等及び数量**

数値制御レーザー加工機 一式

(2) 物品等の特質

仕様書のとおり

(3) 納入期限

平成28年3月25日（金）

(4) 納入場所

上伊那郡南箕輪村8304-190

長野県伊那技術専門校

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。**(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。****(3) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（点検整備、修理等）を迅速に行う体制が整備されている者であること。****(4) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。****(5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。**